

補聴器購入補助金のご案内

※年齢や所得状況によって使える制度が異なってきますので、補助金対象者項目をご確認ください。

介護予防のための補聴器購入費補助金

65歳
以上の方

問い合わせ先
福祉保健部
介護支援課
介護保険担当
(0551)
42-1333



補助対象者

- 聴力が身体障害者手帳の交付対象とならない、以下のすべての条件を満たす方
- ・北杜市に住民登録されている65歳以上の方
 - ・補聴器の装用により一定の効果が期待できると医師が判断された方
 - ・介護保険料が1段階から4段階のいずれかに該当する方
 - ・市税等の未納がない方(対象者及びその世帯員)
 - ・北杜市軽度・中等度難聴者補聴器の助成を受けていない方(R7年度は除く)

補助額

- ・補聴器の購入に要する費用の2分の1

介護保険料 1段階から3段階 **50,000円** (最大)

介護保険料 4段階 **32,000円** (最大)

※介護保険料5段階以上の方で、軽度・中等度難聴者補聴器購入費補助金の要件を満たす方は、軽度・中等度難聴者補聴器購入費補助金を受けることができます。

軽度・中等度難聴者補聴器購入費補助金

18歳
以上の方

問い合わせ先
福祉保健部
福祉課
障害福祉担当
(0551)
42-1334

補助金対象者

- 聴力が身体障害者手帳の交付対象とならない、以下のすべての条件を満たす方
- ・北杜市に住民登録されている18歳以上の方
 - ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上
 - ・補聴器の装用により一定の効果が期待できると医師が判断された方
 - ・過去5年以内に補聴器の助成を受けていない方
 - ・同じ世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の者がいない方

補助額

- ・補聴器の購入に要する費用の2分の1

30,000円 (最大)

注意事項

- ・医療機器である補聴器の購入費が対象です(集音器は対象外)。
 - ・付属品(イヤーモールド)・調整の経費を含めます。
 - ・申請費用・修理費用・部品交換・付属品単体の調整費用等は対象外です。
- ※申請前に購入したものは対象になりません。

